

地域主権一括法による離島振興法の改正について

1. 離島振興法の改正

離島振興法に基づく離島振興計画について、計画策定及び計画内容の義務付けの見直しに関する第3次勧告を受けた（平成21年10月）。

このため、当該勧告に沿って、地域主権一括法（第2次）（平成23年国会提出予定）において、計画策定及び計画内容の義務付けの廃止に係る改正を行う予定としている。

2. 地方分権推進委員会 第3次勧告（平成21年10月）の概要

地方分権推進の観点から、下記に示す3つの提言がなされた。

- (1) 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
- (2) 地方自治関係法制の見直し
- (3) 国と地方の協議の場の法制化

3. 義務付け・枠付け見直しの基本的な内容

計画等の策定及びその内容の義務付けについては、下記に示す①～④のメルクマール（判断基準）が設定された。計画内容に①～③に係る部分が含まれる場合は義務付け存置が許容されたが、④に係る部分が含まれる場合は、計画内容の義務付けを許容した上で、策定の義務付けは廃止、「できる」規定化又は努力義務化へ移行。

- ①私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠となる計画
- ②地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うための計画
- ③市町村による一定の判断があることを直接的な根拠とする計画
- ④法制上、国の税財政の特例措置が講じられる計画

※離島振興計画は、④に該当することとされ、計画策定及び内容の義務付けの見直しが勧告された。

4. 改正内容

(1) 法律第4条第1項

現行の都道府県に対する計画策定の義務付けを廃止し、努力義務化する。

(2) 法律第4条第2項

○1号「離島の振興の基本的方針に関する事項」

→計画内容への義務付けを廃止し、努力義務化する。

○11号「前各号に掲げるもののほか、離島の振興に関し必要な事項」

→本来、前各号に掲げるもののほか、地域の实情に沿って必要な事項については、都道府県は任意で計画に記載できることから、同号を削除。

5. スケジュール

○平成21年10月：地方分権推進委員会 第3次勧告

○平成22年 6月：地域主権戦略大綱閣議決定

（現在、改正内容については、内閣法制局と調整中）

○平成23年 予定：地域主権一括法（第2次）国会提出